

PTA活動前に安全対策を しっかりとしましょう。

今年度の報告事例から、PTA活動中の事故を少しでも防いでいただくように、いくつか取り上げてみます。

今年も「賠償責任に関する報告書」が多く届いています。活動内容としてはPTA環境整備で、作業中の草刈り機による飛び石で校舎の窓や扉のガラスが割れたり、置いてある車への被害です。

また、資源回収において、使用した車を傷付けてしまった、ドアノブを壊してしまったなど、車に関しての損害賠償です。これらについては前号でもお伝えしたように、車の使用に伴う対人賠償、対物賠償はすべて免責となっていますので、活動前にきちんと安全面での確認をお願いします。



今年度「災害報告書」の内容で多いのは、活動していて移動中に起こる事故です。移動中に段差で足を踏み外したとか、つまずいて転倒したとか、廊下の床がぬれていて滑って転倒するなど、通院することになった報告が多いようです。これらについては、活動前に対策としても難しいのですが、廊下の水濡れは防げることもかもしれません。

また、今年の夏はとても気温が高く、活動中に熱中症になり病院へ運ばれるという報告もありました。

いずれにしても、安全に気をつけて活動し、事故を防ぐようにしましょう。

災害報告は至急！

「災害報告書」が遅れて届くことがあります。規定では、災害発生日から1ヶ月以内に提出となっています。給付申請書についても、規定より遅れて届くことがあります。提出は、治療完了後1ヶ月以内、または災害発生日から180日経過後1ヶ月以内となっています。それぞれ期限を守って早めに提出してください。

特に「賠償責任に関する報告書」は至急提出ください。報告が遅くなり、対応に困ることがあります。

今年度、PTA作業活動中に車を傷付けたり、車の窓ガラスが割れて修理に出し、修理後に「賠償責任でなんとかありませんか」との問い合わせが何件かありました。「賠償責任補償」については保険会社に委託しているものであり、賠償責任に該当するかどうかは、内容によって判断されるものです。事故が起きたならば、すぐに事務局まで連絡をしてください。

「賠償責任補償」について

岐阜県PTA連合会が加入している「PTA賠償責任保険（管理者賠償責任保険）」は、PTA管理者が被保険者となっています。PTA活動中の災害といえども、PTA会員個人や児童生徒の行為に起因する賠償責任は含まれません。PTA管理者に、法律上の賠償責任が生じた場合に支払われます。

お知らせ・お願い

- ◆ 右のQRコードから岐阜県PTA連合会のHPを開き、見舞金給付会の給付規程をはじめ、災害発生時の報告・申請に関わる書類等、詳細をご覧ください。
- ◆ 県PTAのHPから今まで発行された「給付会便り」を見ることができます。しかし、当時は賠償責任保険が適用できたものが、現在は対応できないなど、判断基準が変化しているものもあります。ご注意ください。



『PTA24保険』への加入を！ 自転車による損害賠償責任が 問われる事故が多発しています。



子どもによる自転車の交通事故が多く発生しています。自転車側が原因の人身事故も増加傾向にあります。充実した補償の『PTA 24 保険』への加入を是非ご検討ください。

(詳細については、取扱代理店(株)ワイズ ☎058-248-0033 へお問い合わせください。)